

衆議院議長殿

参議院議長殿

イスラエルのジェノサイドを止めるための請願署名

【請願要旨】 私たちが伝えたいこと

私たち市民有志は、2023年10月以降、イスラエルがパレスチナのガザ地区で行っている大規模な無差別虐殺行為に強い憤りと悲しみを覚えています。イスラエルはガザ地区で数多くの国際人道法に違反した攻撃を行っており、国際司法裁判所の暫定措置命令や国連安保理の停戦決議も無視して攻撃を繰り返しています。またこの間、ヨルダン川西岸地区でも、国際人道法違反の入植地を拡大し続け、軍や入植者による殺害や司法手続きなしの行政拘禁で多数のパレスチナ人が犠牲になっています。日本政府は平和を希求する国際社会の一員として、イスラエルに対して毅然とした態度をとり、このジェノサイド・民族浄化を止めるためのあらゆる手段をとるべきです。このために国会から政府へ以下の事項を要請するよう求めます。

【請願事項】 私たちの求めるもの

- イスラエルに対してガザ地区への攻撃を無条件かつ即時かつ恒久的に停止することを要請すること。
- イスラエルに対して以下①～③の制裁措置をとること。
 - ジェノサイドや入植地建設を促進する恐れのあるイスラエルとの取引を禁止もしくは規制すること（特に武器（デュアルユース製品やメンテナンス・サービスを含む）や入植地産品の輸出入）。
 - ジェノサイドや入植地建設を促進する恐れのあるイスラエルとの協定や覚書を破棄・中止を含めて見直すこと（特に経済連携協定(EPA)、投資協定、防衛交流に関する覚書など）。
 - 国連憲章41条に基づいた制裁を含む無条件即時停戦決議を国連安保理に提案すること。
- アメリカ、ドイツ、G7各国に対して、イスラエルへの武器供与停止を要請すること。
- 国際刑事裁判所（ICC）へパレスチナの事態を付託し、パレスチナの事態における国際犯罪人の早期訴追を求めること。

(1)署名は必ず自筆で記入してください。(2)住所は番地まで記入してください。

(3)「同上」や「〃」は無効です。(4)記入はボールペンかサインペンでお願いします。

氏名	住所

※個人情報の取り扱い：この署名は、国会請願以外の目的に使用することはありません。

イスラエルのジェノサイドを許さない市民の会

署名送付先/連絡先：〒160-0022 東京都新宿区新宿 4-1-22 新宿コムロ BLD 702 号室

E-mail: stopisraelsgenocide@gmail.com

2024/6/3 必着!

□イスラエルの攻撃は国際人道法違反

国際人道法では民間人への攻撃は禁止されていますが、イスラエルは戦闘員と民間人を区別なく巻き込む超大型爆弾を人口密集地で使用しており、死者の7割は女性と子どもと言われています。また、軍事施設とは無関係な病院や学校なども標的としています。ナセル病院やシファ病院では、病院とその周辺で大量の遺体が埋葬されていたのが見つかっており、死者の中には高齢者や女性、手を縛られたり、衣服をはぎ取られたりした状態で発見された人もいたとされ、国連安保理が、透明性のある徹底した調査が必要だとする声明を発表しています。

□イスラエルの攻撃は国際司法裁判所(ICJ)の暫定措置命令に違反

南アフリカがイスラエルをジェノサイド条約違反で国際司法裁判所(ICJ)に提訴したことを受け、ICJはイスラエルに対してジェノサイドを緊急に防止する暫定措置命令を2024年1月26日に出しました。ICJは国連の主要な司法機関で、その命令には法的拘束力がありますが、その後もイスラエルは民間人を含む無差別攻撃を止めておらず、ICJの命令に違反し続けています。なおICJは3月28日に支援物資の搬入ルート拡大や、食料や医薬品の供給などをイスラエルに求める追加の命令を出していますが、イスラエルは支援物資の搬入も妨害し続けています。

□イスラエルは国連安保理の停戦決議すら無視

国連安全保障理事会は3月25日にラマダン期間中の即時停戦を求める決議を採択しましたが、イスラエルは期間中もまったく攻撃を止めず、アメリカのNPO職員を「誤爆」で殺害したりしました。

□イスラエルは建国以来ずっと国連決議や国際法を無視

イスラエルは1948年に建国して以来、国連決議で認められたパレスチナ難民の帰還権を認めず、国連安保理が求める占領地からの撤退を行わず、国際法違反で国連安保理が建設停止を求める入植地を拡大し続け、国際法違反とされるガザ封鎖で物資の搬入などを制限しています。イスラエルの国際法、国連決議無視は今に始まったことではなく、不処罰の伝統を続けてきた国際社会に大きな責任があります。今こそイスラエルに強い姿勢で臨むことが必要です。

□武器や入植地産品の取引規制を！

防衛相は、イスラエルがジェノサイドを続ける中で、イスラエル製の攻撃型ドローンの導入を検討しています。イスラエル軍に武器を供給している企業のもが含まれており、虐殺の加担につながります。また、占領地内への入植は日本政府も国際法違反と認めていますが、入植地産品は国内で「イスラエル産」として流通しています。

□イスラエルとの協定や覚書の見直しを！

日本はイスラエルとの間で科学、産業、投資、貿易、防衛などの分野で多くの協定や覚書を結んでおり、特に日本の対イスラエル投資は2023年上半年でイスラエルへの投資全体の17%を占めています。2017年に発効した「投資協定」や、2023年から共同研究を行い締結準備を進めている「経済連携協定」は、このような投資や貿易を拡大・促進させるものであり、結果的にイスラエルのジェノサイドや入植地拡大の支援につながる恐れがあります。

□国際刑事裁判所(ICC)に働きかけて戦争犯罪の追及を！

ICCは最も重大な国際犯罪（集団殺害犯罪、人道に対する罪、戦争犯罪、侵略犯罪）を犯した個人を、国際法に基づいて訴追・処罰する独立機関ですが、欧米型の民主主義体制の指導者にICCの逮捕状が発行された例はこれまでになく、ロシアがウクライナへ侵攻した件では、侵攻から約1年でプーチン大統領に逮捕状を出していますが、イスラエルによる2014年のガザ攻撃では、予備調査に5年かかり、正式捜査開始後3年経った今でも訴追に至っていません。また、ウクライナ侵攻に際しては、日本を含め、合計43か国がICCにウクライナの事態の付託を行いました。日本はパレスチナの事態(※1)をICCに付託(※2)し、全締約国中、最大の分担金拠出国(分担率約15.4%、約37.5億円(2023年))として、ICCへ捜査・訴追の早期遂行を求めるべきです(※3)。

※1：「事態」(situation)はICCが扱う案件を示す際の用語。

※2：実際には捜査は始まっており、手続き的には不要ですが、政治的な意味を持ちます。

※3：ICCは2024年5月20日、戦争犯罪などの容疑で Netanyahu 首相と ガラント 国防相の逮捕状を請求すると発表しましたが、21日現在でまだ逮捕状は発行されておらず、今後さらなる逮捕状を請求する可能性もあるとのこと。

イスラエルのジェノサイドを許さない市民の会

署名送付先/連絡先：〒160-0022 東京都新宿区新宿 4-1-22 新宿コムロ BLD 702 号室

E-mail: stopisraelsgenocide@gmail.com

2024/6/3 必着！